印度學佛教學研究第六十七巻第一号　平成三〇年十二月

真宗行信論における石泉僧叡の異義とその影響

伊藤雅玄

はじめに

親鸞の主著『顕浄土真実教行証文類』は、行と信との関係が肝要であり難解とされる。これは「行信論」と呼ばれ、江戸時代より様々な観点から議論がなされている。諸々の先行研究では、学僧（学派）の行信論の特徴が示されてはいるが、それぞれの学説を立てるに至った思想背景や、その学説が後に与えた影響については、十分に検討されているとは言い難い。

そのような状況を踏まえて、本稿では、石泉僧叡（一七六二―一八二六）の行信論とその影響について考察を行う。僧叡の行信理解に対して聴衆より起こった称名正因の疑義を端緒とする一連の出来事は、三業惑乱直後の本願寺派の学林内に於ける最も大きな事件であった。この一件で異義とされた僧叡の行信論の内容は、先行研究でも度々取り上げられてきたものであるが、その僧叡の講義を受けて出された本如の「御直命」およびその後の展開については、詳細な検討がなされていない。そのため、これらの内容を検討することにより、異義とされた僧叡の行信論とその影響とを明らかにする。

一　研究方法

本稿では、以下の手順で、僧叡の行信論とその影響を明らかにする。

一　一八一七年（文化十四年）に、僧叡が安居で『仏説無量寿経』を講義した際、聴衆より称名正因との疑義が起こり、それに応じる形で本如より出された「御直命」の内容を検討する。

二　本如の「御直命」以降、宗内で起こった称名正因の異義内容を検討する。

三　一八一七年（文化十四年）の疑義を受け、僧叡は『柴門玄話』を著すのであるが、その内容を受け、一八二五年（文政八）に出された「達書」の内容を検討する。

二　本如の「御直命」について

ここでは手順一を行う。三業惑乱直後の学林内に於いて、

行信論上、最も大きな問題となったのは僧叡の一件である。具体的には、一八一七年（文化十四年）、本山の安居において僧叡が『仏説無量寿経』を講義した際、「法相表裡」「稟受前後」の新名目を立てたことに由るもので、これに対して聴衆から称名正因ではないかと疑義があり、それを受けて、本如より「御直命」が下された。その内容は、以下の通りである。

御直命

抑、去寅年、このかた宗意安心裁断の消息を以て教示せしむる所、海内の門葉粗正義の趣納得せられしこと、喜びおもふ所なり。しかりといへども、毫も宗意と相違あらば、自他をあやまつ。出離生死の大事なれば、あくまで当流相承正義の趣を明白に決得あれかしと、今日大衆会せしむるに付て、拙き筆を染て、当流相承正義の趣を教示候なり。余念をやめて能々聴聞候へ。夫当流には唯他力信心ひとつを以て報土得生の正因と定め給へり。故に高祖聖人のみことには涅槃真因唯以信心と教へ、唯の言を以て棟持せしめ給ふ。聖人の御定判を鑑として、七祖の釈義をも窺べき事なり。故に代々相承して、祖師聖人御相伝一流の肝要は、唯この信心ひとつに限れり。（中略）相承の教皆聞らる所にて、往生定得とのたまひ、信心正因なること明々白々たり。此外に若往生の正因ありと申事あらば、当流には名もなきこと勿論なり。都而承引すべからず。（中略）この旨能々相守り、相互に名利人我を離れ、如法に修学をいたし、自他共に一大事を過つべからざるものなり。

（『真宗史料集成』六、一七九上―一八〇上）

「称名正因」の疑義に対する「御直命」であるため、全体としては「唯信正因」が強調される形となっている。波線部分に注目すると、宗義安心は歴代宗主の相承にあるという点を重視し、それを基準として、七祖を理解すべき旨が示されている。[1] 裏を返せば、七祖から宗祖を会通すべきではないということである。僧叡の「法相表裡」「稟受前後」の二名目の内、「稟受前後」が歴代宗主の相承と親しいのに対して、「法相表裡」は七祖から宗祖を会通したような趣の義である。つまり波線部分から、僧叡の「法相表裡」の名目が、特に問題視されたことが窺えるのである。

また傍線部分に注目すると、僧叡自身の理解だけではなく、他人（所化）に誤った理解を与えてはならないという誡めを見て取ることができる。[2]

三　「称名正因」に対する批判の高まり

続いて手順二について、本如の「御直命」を受け、宗門内で称名正因に対する批判が高まる様子を見ていく。一八二四年（文政七年）十二月には、

二十日
一在京藺上并所化中より称名正因対治之儀願出候事
廿三日
一御殿江右口称正因対治願書を、勧学・看護参殿さし出し候事

（『学林万検』、『三百五十年史』資料編一、四六二上）

と、京都における藹満・上坐や所化の間で「称名正因」に対する批判が高まっている様子を示す記述が見られる。更に翌一八二五年（文政八年）二月には、

二日
一晨朝法談広泉寺、法体称名正因之様に相聞へ候に付、播州廓超・越中獅弦、香房へ罷出掛合之上、御日没之法談再弁有之候事
（『学林万検』四六三上）

と、機受ではなく法体において「称名正因」に聞こえるような義に対しても批判が起こり、法談のやり直しという事態に発展している。

四　僧叡に対する「達書」

ここでは、手順三について、「称名正因」に対する批判の声が高まる中、一八二五年（文政八年）五月に、騒動の発端となった僧叡に対して出された「達書」の内容を見ていく。

達書　芸州僧叡
其方今度被召登御趣意之儀、先般被仰出候称名正因と申儀に付、御直命御宗教に致違戻候名義に付、御依用無之趣被仰出、向後急度相嗜候様誓書迄差上候得者、門人共も取用候儀無之処、国々におゐて種々取沙汰も有之。心得違之輩申募り候族も有之趣、風評与は乍申容易不成事故、被召登御聞糺之処、於自督は無相違之趣に候得者、猶徒弟共心得違無之様可被申諭候。且今度『柴門玄話』と申著述有之。於自督は違戻無之趣に候得共、義門之見込も有之哉。法相之表裡稟受之前後抔申二ヶ条、珍敷名目に候間差止め可然候。是等之儀学業未熟之者惑に相成候儀、深く御苦慮被為在候間、此旨奉恐察、心底より奉信順、弥自行化他無油断被仰出候事
酉五月
（『学林万検』四六六上）

僧叡は、一八一七年（文化十四年）に『仏説無量寿経』を講義した際に、所化より「称名正因」の疑義が起こって以来、未だにその風評を払拭できていないようで、『柴門玄話』という書物を著し、自身の行信理解を示した。本達書は、その内容を踏まえて出されたものである。傍線部分を見ると、僧叡の行信理解は「於自督は無相違之趣に候」「於自督は違戻無之趣に候」と評価されるに至ったが、「法相表裡」「稟受前後」という独自名目に関しては、使用禁止が言い渡されるに至ったことが分かる。注目すべきはその理由であり、「未熟之者惑に相成候」と、初学者を惑わせてしまう点が問題[3]とされ、ここでも「化他」が重要視されている様子が窺える。一八一七年（文化十四年）に出された称名正因の疑義が、一八二五年（文政八年）の時点においても所化の間に存続している点を考えると、初学者を惑わす義と判断され、名目の使用が禁止されるのもやむを得ないと言えよう。

おわりに

以上、真宗行信論における石泉僧叡の異義とその影響について考察を行った。異義に関しては、「法相表裡」「稟受前後」の二名目の内、「法相表裡」が「聖人の御定判を鑑として、七祖の釈義をも窺べき事」の原則から外れる点が問題とされたことが明らかとなった。その後、『柴門玄話』を著し、結果的に安心上問題がない（称名正因にあたらない）とされたのであるが、初学者に誤解を生まないようにという化他の視点から、これら二名目の使用が禁止されることとなった。

まとめると、「聖人の御定判を鑑として、七祖の釈義を窺う」という原則のもと、僧叡の一件以降の真宗行信論においては、文義共に安心上問題がないことは当然として、特に「化他の上で、初学者に誤解を生まないように配慮する」という視点が重視されたことが明らかとなった。その背景には、三業惑乱への反省と、三業派のような異義を二度と出さないようにとの意識とがあると考えられよう。

1　三業惑乱直後の一八〇六年（文化三年）に学林が再開された際、運営の方向性を示すべく出された「学林の大綱」の第一条にも、「御当流御安心之儀者、御代々善知識御相承被為在之」と示されている。

2　同様の記述は、『学林万検』（『三百五十年史』資料編一、三六二上）にも認められる。

3　当然、前提としては、「学林の大綱」第一条の、「新名目を相立候事堅停止被仰付候事」（『学林万検』、『三百五十年史』資料編一、二九三上）を受けた、「珍敷名目に候間差止め可然候」がある。

〈参考文献〉
『学林万検』（『龍谷大学三百五十年史』資料編一、一九八七）
『相承善知識御書』（『真宗史料集成』六、同朋舎、二〇〇三）
僧叡『柴門玄話』（『真宗叢書』附巻、臨川書店、一九八四
藤永清徹「石泉師の行信論」『龍谷大学論叢』第二七三号、一九二七
普賢大円「石泉僧叡の行信論（上）」『真宗研究』第一三号、一九二八
普賢大円「石泉僧叡の行信論（下）」『真宗研究』第一四号、一九二八
是山恵覚「石泉僧叡和上の行信論」『龍谷大学論叢』第二八一号、一九二八
大洲誠史「信因称報と称名正定業――石泉の行信論に窺う――」『龍谷教学』第三二号、一九九六

〈キーワード〉　行信論、僧叡、本如

（浄土真宗本願寺派宗学院研究生）